

【法人】労働者派遣事業許可有効期間更新申請 書類一覧

★印については、派遣事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要があります。

提出様式は、正本1部（厚生労働省提出用）、写し2部（労働局提出用、事業主控）の計3部 必要です。

添付書類及び参考資料は、正本1部（厚生労働省提出用）、写し1部（労働局提出用）の計2部をご提出ください。

※法人の登記事項全部証明書については、添付を省略することができるようになりました。

提出書類		注意事項
提出様式	□労働者派遣事業許可申請書(様式第1号)	・『住所』については法人登記簿上の住所を記入 ・『事業所の所在地』については、ビル名・階数まで記入
	□★労働者派遣事業計画書(様式第3号)	・新設した事業所を含む(以下同じ)
	□★キャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)	
	□★雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(様式第3号-3)	・派遣労働者のうち、雇用保険又は健康保険・厚生年金保険の未加入者がいる場合のみ提出
添付書類	□定款又は寄附行為(写)	※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□★個人情報適正管理規程	・「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」第2の11の(2)のハの(イ)～(ニ)の内容が含まれていることが必要 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(写)	・最近の事業年度における税務署に提出したもの ・損益計算書については、可能な限り事業区分(セグメント)単位で売上が確認できるもの
	□(最近の事業年度)法人税の確定申告書(写)	・税務署の受付印がある、法人税法施行規則の「別表1」及び「別表4」 ※電子申告の場合は、メール詳細等の確認が取れるもの ※修正申告がある場合は、修正前・修正後の両方が必要 ※連結納税の場合は、窓口へお問い合わせください
	□(最近の事業年度)法人税の納税証明書	・税務署が発行した 国税通則法施行規則別紙第8号様式 「納税証明書(その2 所得金額用)」
★就業規則 又は 労働契約 の該当箇所 (写)	□就業規則を提出する場合は、労働基準監督署の受理印があるページの写し	※以下①～③の該当箇所を変更した場合に提出
	□教育訓練が有給かつ無償で行われることの規定	①教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項についての規定	②無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定	③無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
□★派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又はその概要の該当箇所(写)		※既に提出されているものに変更があった場合に提出
□★派遣元責任者講習受講証明書(写)		・有効期間が満了する日前3年以内に受講していること
□財産的基礎に関する要件についての誓約書(様式第16号)		※下記参照
□労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について(様式第17号)		※下記参照
参考資料	□★自己チェックシート(様式第15号)	
	□企業パンフレット等	・事業内容が確認できるもの ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□労働者名簿	※雇用保険未加入の事業主及び緩和された資産要件(当分の間の措置)にて申請する場合に提出 申請月の前月末現在(前月末で把握が困難な場合は前々月末現在)のもので、派遣労働者を含む全労働者分

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

A (財産的基礎の要件)

- (a) 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 2,000万円×事業所数
- (b) 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 負債 \times 1/7
- (c) 現金・預金の額 \geq 1,500万円 \times 事業所数

※小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置

小規模派遣元事業主であってA の(a)、(b)又は(c)の要件を満たさない者に係る財産的基礎に関する判断についてはBのとおりです。

ただし、①「改正法附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができる」とされ、平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者」及び②「①以外の者で、平成27年9月30日から平成28年9月29日までの間に、暫定的な配慮措置により新規許可又は許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている者(平成28年9月29日までに事業主管轄労働局に対して許可の有効期間の更新に係る申請を行い、当該申請が受理されている者も含む。)」からの申請に限ります。

※B (当分の間の措置)

1つの事業所(労働者派遣事業を実施する事業所のみではなく、当該事業主の労働者の勤務する場所又は施設を含む。)のみ有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎

- 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 1,000万円
- 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 負債 \times 1/7
- 現金・預金の額 \geq 800万円

更新手数料として、

5,000円の収入印紙 × 派遣事業所数

☞ 申請の相談・受付は担当制にしてあります。
不明な点はお早めにお問い合わせください。

【個人】労働者派遣事業許可有効期間更新申請 書類一覧

★印については、派遣事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要があります。

提出様式は、正本1部（厚生労働省提出用）、写し2部（労働局提出用、事業主控）の計3部 必要です。

添付書類及び参考資料は、正本1部（厚生労働省提出用）、写し1部（労働局提出用）の計2部 をご提出ください。

※不動産の登記事項証明書については、添付を省略することができるようになりました。

提出書類		注意事項
提出様式	□労働者派遣事業許可申請書(様式第1号)	・『事業所の所在地』については、ビル名・階数まで記入
	□★労働者派遣事業計画書(様式第3号)	
	□★キャリア形成支援制度に関する計画書(様式第3号-2)	
	□★雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書(様式第3号-3)	・派遣労働者のうち、雇用保険又は健康保険・厚生年金保険の未加入者がいる場合のみ提出
添付書類	□★個人情報適正管理規程	・「派遣元事業主が講すべき措置に関する指針」第2の11の(2)のハの(i)～(c)の内容が含まれていることが必要 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□申告納税制度関係(写)	＜青色申告の場合＞ 最近の納税期における貸借対照表及び損益計算書(税務署の受付印がある所得税青色申告決算書(一般用)の写し)。損益計算書については、可能な限り事業区分(セグメント)単位で売上額が確認できるもの。 ＜白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合＞ 労働者派遣事業計画書【様式第3号(第1面)】の「3 資産等の状況」欄に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書【省略可 上記※】及び固定資産税評価額証明書(申請前3か月以内のもの)。
	□(最近の納税期)所得税の確定申告書(写)	・税務署の受付印があるもの ※電子申告の場合は、メール詳細等の確認が取れるもの
	□(最近の納税期)所得税の納税証明書	・税務署が発行した 国税通則法施行規則別紙第8号様式「納税証明書(その2 所得金額用)」
	□預金残高証明書	・納税期末日のもの
	□就業規則を提出する場合は、労働基準監督署の受理印があるページの写し	※以下①～③の該当箇所を変更した場合に提出
	□教育訓練が有給かつ無償で行われることの規定	①教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いを規定した部分 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
★就業規則 又は 労働契約 の該当箇所 (写)	□労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項についての規定	②無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については、労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定	③無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分 ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□★派遣労働者のキャリア形成を念頭においていた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又はその概要の該当箇所(写)	※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□★派遣元責任者講習受講証明書(写)	・有効期間が満了する日前3年以内に受講していること
	□財産的基礎に関する要件についての誓約書(様式第16号)	※下記参照
参考資料	□労働者派遣事業許可有効期間更新申請の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について(様式第17号)	※下記参照
	□★自己チェックシート(様式第15号)	
	□企業パンフレット等	・事業内容が確認できるもの ※既に提出されているものに変更があった場合に提出
	□労働者名簿	※雇用保険未加入の事業主及び緩和された資産要件(当分の間の措置)にて申請する場合に提出 申請月の前月末現在(前月末で把握が困難な場合は前々月末現在)のもので、派遣労働者を含む全労働者分

上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。

A (財産の基礎要件)

- (a) 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 2,000万円×事業所数
- (b) 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 負債 $\times 1/7$
- (c) 現金・預金の額 \geq 1,500万円 \times 事業所数

※小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置

小規模派遣元事業主であってA の(a)、(b)又は(c)の要件を満たさない者に係る財産的基礎に関する判断についてはBのとおりです。

ただし、①「改正法附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができる」とされ、平成27年9月30日以降、暫定的な配慮措置により許可を受けて労働者派遣事業を行っている者」及び②「①以外の者で、平成27年9月30日から平成28年9月29日までの間に、暫定的な配慮措置により新規許可又は許可の更新を受けて労働者派遣事業を行っている者（平成28年9月29日までに事業主管轄労働局に対して許可の有効期間の更新に係る申請を行い、当該申請が受理されている者も含む。）」からの申請に限ります。

※ B (当分の間の措置)

1つの事業所(労働者派遣事業を実施する事業所のみではなく、当該事業主の労働者の勤務する場所又は施設を含む。)のみ有し、常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の財産的基礎

- 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 1,000万円
- 資産（繰延資産及び営業権を除く）－ 負債 \geq 負債 $\times 1/7$
- 現金・預金の額 \geq 800万円

更新手数料として、

55,000円の収入印紙 × 派遣事業所数

△ 申請の相談・受付は担当制にしてあります。
不明な点はお早めにお問い合わせください。